

## 5 人権課題に関する事例と対応

### (1) 児童虐待の可能性に気づき関係機関と連携を図った事例

文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」から作成

#### 1 発見

##### (1) 入学前

「幼い子が公園でいつまでも一人でいる、家を探ねても答えない」という市民からの通報が市の児童福祉担当に入り、担当職員が駆けつけ、警察とも連携をとり、幼児Aを保護する。

その後、家庭を探し当て、保護者に事情を聴取した後、保育所入所の措置をとる。

小学校入学式前に保育所、学校、教育委員会の機関が集まり、ケース会議を開き、過去の経過と現在の状況、学校の今後の対応について協議する。

##### (2) 入学後

校内の見守り体制を確認し、担任は日常の児童の様子、養護教諭は保健室来室時や身体測定時の様子等をきめ細かく観察し、異変やその兆候に気付いた場合は生徒指導主事や管理職に速やかに報告すること等について共通理解を図る。

本児Aは表情に活気がなく、何かおどおどしており、5月になり、足に青あざができているのを担任が見つかる。

担任から生徒指導担当に相談があり、校内で校長、教頭を交えて協議をした。

まず、「保護者に問い合わせ、不信な素振りがあれば通告を視野にいれよう」と確認する。

担任が、家庭訪問し、あざのことを尋ねると、「遊んでいて転んだ」という返事があった。

家庭訪問の報告を受けて、再度校内で協議する。日常の様子から、「疑わしくは通告するという義務が教職員に課せられていること、手をこまねいていて万が一児童の心身に何かあれば取り返しが付かないこと、虐待事象でなければ安心すればいいではないかということ」から結論を出し、通告を決意する。

#### 2 通告

学校では、教育委員会と相談し、児童相談所にまず電話で概要を知らせる。

児童相談所職員が、児童の様子を把握するために来校し、傷を確認する。

次に、児童相談所職員と幼児期に関わった市児童福祉職員が共に家庭訪問し、母親から事情を聞く。母親は蹴ったことを認める。その後、学校は書面で通告書を送付する。

**※通告時のポイント** 初めて虐待の事象や疑いが見受けられた学校にとっては、法の趣旨は理解しているものの、通告するかどうかの迷いが多かれ少なかれ伴うことと思われる。「学校が通告したことを保護者に知られると、保護者との関係が険悪になる」、「子どもが言うとおりに怪我をしただけに学校は大げさだ、事実確認を正確にしたのか」と言われたいだろうか、「どんな親でも子どもは可愛いからこれ以上のことはしないだろう」、「どの家庭でも時にはあることだ」等、通告を阻害し、立ち止まらせる思いや考えが頭の中をよぎることがしばしばあるだろう。

しかし、児童虐待防止法のねらいは、「虐待の早期発見」である。早期に児童や保護者のケアを行えば、深刻な虐待事象から子どもは救われる。児童虐待防止法上、学校は虐待の疑いがあれば通告することが義務付けられている。虐待かどうかを判断するのは学校ではなく通告を受けた方である。校内で協議し、組織としてためらうことなく通告を行うことを学校のスタンスとして常に持ち続ける体制が望まれる。

迷いがある時には、身近な機関にその旨を相談するのによい。調査では、教育委員会、児童相談所、福祉事務所、警察等に相談がなされている。

#### 3 ケース会議

学校、教育委員会、児童相談所、市児童福祉課それぞれの担当者が集まり、今後の対応を話し合う。

当面、児童相談所職員が保護者の対応、学校は児童の観察を行うことを確認する。

今後、虐待事象があれば当然のことであるが、日常的にもきめ細かく連絡しあうことを共通理解した。

#### 4 一時保護

再度、児童の体にあざが見つかる。

学校と児童相談所職員が話し合い、「児童をしばらくの間でも母親の手元から離すことが望ましい」と考えた。

児童相談所職員が母親と会うと、母親は、「子どもが言うことを聞かないのでいらいらしてたいたり、蹴ったりしてしまう、暴力を振るった後は子どもが側に来ない。こんな自分が嫌になる。」と話した。

一時保護を勧めると同意したので、その措置に踏み切った。

#### 5 その後の対応

児童が保護されている間、母親は児童相談所職員に寂しさや自分の生い立ちを語り始めた。

母親も暴力を振るわれて育ってきたようだ。「辛かったが、自分も悪かったから叩かれたと思う。時には叩いて教え込まないと子どもは分からないから、必要な時もある。」としつけと称する体罰を主張した。保護者と話ができる関係、保護者が心を寄せる関係を作ることが先決だと判断し、児童相談所職員は保護者受容に努める。

保護中の児童は、見知らぬ人の中に一人置かれた寂しさが当初は顕著に見られたが、次第に慣れ、叩かれる事への不安感がなくなったこともあり、自分を少しずつ出すようになった。

時には「試し行動」を呈し、職員を困らせることもあったが、職員に甘えられる居心地の良さもあり、僅かの期間でも表情が変わってきた。児童相談所職員は、保護中の様子を丹念に母親に知らせる。

母親は「早く手元に置きたい」と言ったので、「次に体罰行為を行うと、今度は強制的に保護する」旨を話し、児童を家庭に帰す。

学校は一時保護から戻った児童の様子により一層気を配るとともに、保護者に毎日プラス面を中心に、児童の様子を伝えることにした。

これまで常に頑なな表情だった母親が、時には笑顔でうなづくようになった。

**(2) インターネット掲示板での誹謗中傷に対し解決を図った事例**

国立教育政策研究所「いじめ問題に関する取組事例集」から作成

**1 事例の概要****(1) いじめ事実の発見**

A子の部活動の友人が、インターネットの掲示板に、A子の実名を上げて「中学時代に性的な問題行動を起こした。」との書き込みがあるのを見つけ、A子の担任へ情報提供した。

**(2) いじめの概要**

高校2年生のA子は大変正義感が強く、親友であっても間違っただけにははっきり注意するような性格である。そのため、A子のことをあまりよく思っていないクラス仲間もいた。

9月に入って、あるインターネットの掲示板に、A子の実名入りで、誹謗中傷の書き込みが頻繁に行われようようになった。

**(3) いじめの状況**

担任は情報担当の教員に協力を求め、指摘のあったインターネットの掲示板を監視することにした。最初は1人が書き込むだけであったが、数日後には3～4名の者が書き込みをするようになり、すぐに10名近い者が誹謗中傷をするようになった。書き込み内容もエスカレートし、A子の性行為があったかのように赤裸々に表現したり、A子が中学校時代に交際していた他校へ通うB男の名前まで書かれるようになった。挙句の果てには、A子になりすまして、「暇だから電話して」とか「彼氏募集中」といった書き込みまでが現れた。それまで同校ではこうした事案が無かったため、生徒指導主事は校長・教頭と協議の上、教育委員会の生徒指導担当指導主事に相談し、「誹謗中傷対応マニュアル」の紹介を受け、それに従って対応策を講じた。

**2 対応策及び事態の経緯****(1) 本文とログ（書き込みの時間やIPアドレスなどの情報）のプリント**

書き込みの内容によっては、警察に相談をしたり、被害届を提出したりすることもある。書き込みが削除されることもあり、証拠となるものがなくなるので、書き込み内容とログをプリントアウトした。

**(2) 保護者との相談**

両親に学校へ来てもらい、事実を報告するとともに、インターネット掲示板への誹謗中傷への対策について理解を求めた。書かれた本人は書き込みについて気づいていなかったため、父親からの説明をすることになった。サイト管理者に対しての削除要請は、学校が行うことで同意を得た。また、担任・部顧問等が対話や声かけを絶やさないようにし、本人の行動に変化があった場合には、保護者と情報連携し、本人に精神的な支援をすることを約束した。

**(3) 削除の要請**

サイト管理者への削除要請は、緊急な状況であったため、メール・電話・FAXの3通りで行った。メールでの要請文を書き込むとともに、同じ内容をFAX送信し、電話でも協力を要請した。管理者の対応は迅速で、電話をした翌日にはすべて削除された。

**(4) 全体への指導**

掲示板の内容が削除されたあと、緊急の全校集会を開催した。被害者のA子については、本人の思いを汲んで、教育相談室に呼んで個別対応をした。集会では、「もし自分が被害者だったら」という立場で、被害者が受ける心の痛みを想像させることや、軽はずみな行動であっても高校生であれば法的責任が問われることなどを説明した。

**3 事例における対応についての評価等**

- (1) 最近のいじめの特徴として、人目に触れない場所で行われることがあり、インターネット掲示板やメールのように発見することが難しい。生徒たちがよく使用している掲示板があれば、状況に応じて定期的に監視することも検討する必要がある。
- (2) インターネット上のいじめは、情報技術の進歩につれて変化するため、最近のインターネット事情に敏感でなければならない。県警のサイバー犯罪対策室への相談も場合によっては検討し、特に人命にかかわることが考えられる場合には、メールアドレスなどから本人を特定するような対応も求められる。
- (3) インターネットの掲示板に誹謗中傷が書き込まれると、その内容を見てさらに書き込みを加えたり、言いふらしたりする者も現れる。また、いじめを受けている生徒が報復として、悪口や嫌がらせなどを書き込み場合もある。掲示板では匿名性が高いため、こうした問題を事後的に指導していくのは難しい。未然防止策として、各学校が年間指導計画の中に、情報モラルの指導を位置づける必要がある。

**【インターネットをめぐる事件の裁判例から】**

- Q1 事実を書き込んでいる場合は名誉毀損には当たらない？
- A1 たとえ事実であっても、その事実は当人に帰属する事実である。事実を公表する権限は何よりも当人の側にある。名誉毀損行為の適用を除外する規定もあるが、それには、当人の法益を上回る程の公益性、犯罪の告発や被害の抑止等の十分な理由が求められる。
- Q2 掲示板等の読者は、「書き込み」に根拠があるとは限らないことを十分に認識していると考えられるから、書かれた人の社会的評価を下げることはつながらないのでは？
- A2 匿名でなされる告発型の誹謗中傷は、一見正義をもって断罪しているように見せかけるが、本質はただ相手を貶めるためになされた行為である。しかも事実確認のできない読者は、このような文章をそのまま信じるか、そうでなくとも、全くの虚偽であると必ずしも思わない。よって、そのような「書き込み」は社会的評価の低下（名誉毀損）につながるものである。

**参考文献**

「裁判判決で学ぶ日本の人権—中学高校授業づくりのための判決書教材資料—」（梅野正信 上越教育大学教授）